

万 防 時 報

2012年2月29日 第12号

緊急提言・万引犯罪防止への喫緊の対応策発表

2月7日（火）報道機関向けに「緊急提言・万引犯罪防止への喫緊の対応策」発表会を開催しました。1月31日の臨時総会にて機関決定した3つの建議提言に関する内容です。

報道関係者はカメラの方々を入れて、25名の方の参加をいただきました。



* 日時：平成24年2月7日（火）14:00～15:00
* 場所：東京商工会議所 4階 特別会議室B

1. 開会 吉川美代子 広報委員会委員長
2. あいさつ 河上 和雄 理事長
3. 緊急提言 佐藤 聖 理事
 - ・マイバッグ普及に伴う万引犯罪増加への対応に関する提言
 - ・万引品処分市場対策に関する提言
 - ・万引窃盗犯の「店内確保」の推進に関する提言
 - ・参考資料
4. 質疑応答
5. 閉会 吉川美代子 広報委員会委員長

万防機構側出席者：河上理事長、吉川美代子広報委員会委員長、山村秀彦総務委員会委員長、佐藤聖理事、茂木洋理事、福井事務局長、稲本普及推進委員

マイバッグ普及に伴う万引犯罪増加への対応に関する提言 総務委員会マイバッグ対応小委員会

はじめに

環境問題への関心の高まりに伴い、小売店等で供されるレジ袋使用の抑制や、消費者自らが買物に持参するマイバッグの使用が進んでいるが、一方でマイバッグを悪用した万引犯罪が増加し、小売業に大きな被害を及ぼしているばかりでなく、地域の治安悪化をもたらしているとの声がある。しかしながら、マイバッグ等の使用が万引犯罪者の手口となることを防ぐために、エコバッグの推進を妨げるようなことがあってはならない。

環境問題に配慮しながら、万引犯罪の増加を防ぐためには、マイバッグ使用マナーの普及が必要と考えられるところから、NPO法人全国万引犯罪防止機構（万防機構）は関係各方面に対して以下の通り提言する。

提言1 小売業はお客様にマイバッグ使用の店内マナー順守を呼びかける

- ① 店内では備え付けの買い物カゴ等を使うこととする。
- ② マイバッグはレジ精算が済んでから使用することとする。（店内でマイバッグを買い物カゴ代わりに使用している人には注意する）
- ③ マイバッグを店内に持ち込む際は、折り畳む等の状態で持ち込むこととし、品選び中も広げないでおく。
- ④ レジ精算後、買い足し等で再度入店したり、他店で購入したりした商品をバッグに入れて入店する際は、バッグの口を閉めてから入店してもらうこととする。
- ⑤ 小売業は、店内掲示・店内放送等によって、お客様に繰り返し備え付けの買い物カゴ等の使用を呼びかけ、マイバッグを使用する場合はマナー順守をお願いする。

提言2 消費者団体は、地域消費者に対してマイバッグ使用マナーの普及啓発を図る

マイバッグの普及と万引犯罪の増加抑制の両立のためには、消費者の理解が何より重要であり、消費者の理解を得るためには、マイバッグ普及運動を推進して来られた消費者団体による啓発運動への協力が必要である。

消費者団体は、万引犯罪による直接的な被害額や万引を防止するための費用が、結果として商品価格に上乗せされてしまう現実を踏まえ、万引抑止に大きな貢献が期待されるマイバッグ使用マナーの普及啓発を図られるよう提言する。

提言3 地域防犯団体、地元警察、自治体等は買い物に際してのマイバッグ使用マナーの普及徹底を図る

万引犯罪の増加が地域治安の悪化をもたらし、ややもすれば青少年の非行増加をも引き起こすとの観点から、地域防犯団体、地元警察、自治体等は、地域住民に対して、買い物に際してのマイバッグ使用マナーの普及徹底を図る必要があり、万防機構は、既に先行事例があるように、各地におけるマナー・ポスターの配布、キャンペーンの展開、マナー教室の開催等の実施を提言する。

とりわけ、地元警察におかれては、小売店舗への巡回、店頭でのイベント開催、資料配布等を通じて、警察当局の万引問題に対する取り組み姿勢をアピールして頂くよう要請する。

提言4 報道機関は、関係者に対してマイバッグ使用マナーの普及徹底を図るよう支援する

マイバッグ使用に関する地域住民の考え方或使用マナーについての社会的な合意形成に対して、報道機関の果たす役割は極めて大きい。

マイバッグの普及と万引犯罪の増加抑止の両立を目指して、万防機構はこの問題に対する報道機関の十分な理解と支援が得られ関係者に対してマイバッグ使用マナーの普及徹底が図られるよう提言する。

万引品処分市場対策に関する提言

総務委員会万引品処分市場対策小委員会

はじめに

インターネットの普及に伴って、小売・サービス業のリアル店舗から万引き（従業員による「内引き」を含む）された、医薬品・化粧品をはじめ、家電製品、自動車用品等がネットを通じて売買されたり、ネットオークションに出品されて処分されているのではないかと、多くの業界で指摘されている。万引犯罪の抑止のためには、ネットオークションを含めた万引品処分市場の対策が急務であると考えられている。

上記に鑑み、NPO法人全国万引犯罪防止機構（万防機構）は、①万引犯罪防止に向けてのネット事業者の努力と、②流通事業者（製造業、卸売業、小売・サービス業等）におけるITを用いた対応の推進を、以下の通り提言する。

（行政）

1. 古物商によるリアルな商品取引は古物営業法等によって厳格な管理が行われており、万引被害品が処分されにくい環境作りがなされているのに対して、ネットオークションによるバーチャルな商品取引に関しては、現状必ずしも厳しい監視が行われているとはいえない。

経済産業省、総務省、消費者庁等、ネットオークション事業を所管する省庁は、特定商取引法、特定電子メール法、景品表示法、健康増進法等の運用を強化し、ネットオークション事業者が出品者とともに、万引被害品がネット上で処分されにくい環境作りを行うよう求める。

2. 万引犯罪防止に向けた流通事業者のITを用いた対応に対して、経済産業省、総務省等は、所要の支援措置を講じる必要がある。

（警察当局）

3. 万引犯罪の抑止のためには被害の全件通報が必要であり、全件通報の徹底のためには被害者の届出の簡素化と届出者負担の最小化が前提。警察当局におかれては、届出時間の一層の短縮化と現場警察官への指導の徹底を要望する。

4. 万引の被害のうち、被害回復されていない高額商品については、警察当局によるデータベースの構築を提案する。①発生場所、発生時刻、店舗名・企業名、②被害品属性（品名、シリアルナンバー等）、③犯行形態等の情報を迅速に登録し、一定の資格者が検索可能のように構築したデータベースの設置と事業者に対する情報提供によって、古物商によるリアルな商品取引あるいはネットオークション事業者によるバーチャルな商品取引の双方における万引品の流通が大幅に抑制されようと考えられる。あわせて盗品売買等防止団体制度の積極的な推進を図られるべきである。

（ネットオークション事業者）

5. 古物商あるいはネットオークションで提供される商品が万引品であるかないかに関して、買い手は一義的に売り手が責任を負うべきであると考えている。ネットオークション事業者におかれては出品者とともに古物商が課せられていると同様の商品履歴管理責任を負うことが可能なシステムを構築するよう提案する。

6. ネットオークションへ的高額商品の出品に当たっては製造番号、写真等、個品の識別に資する情報の記載を古物競りあわせん業者（ネットオークション事業者）が一斉に取り組み、警察当局によって提供される盗品情報との照合によって事業者が直ちに盗品であることを知ることのできるシステムの構築を提案する。

なお、システムの運用に当たっては、製造番号や出品添付写真等の標準化・規格化や、サイトにアップした製造番号、写真の真正性の担保の仕組み（認証制度等）が必要。

（流通事業者）

7. 万引被害品を特定するために、製造事業者は商品に個品識別情報を付与し、これを流通事業者が一元的に管理するシステムを構築することを提案する。個品情報の付与は2次元コード、RFIDを含め現状の技術水準の中で最適解を求める必要がある。

万引窃盗犯の「店内確保」の推進に関する提言

総務委員会店内確保小委員会

はじめに

小売業界の現場では、万引き窃盗犯（以下、万引き犯と略す）の「店内確保の適否」をめぐる混乱が生じている。

「万引き犯は、店外に出てからでないと捕捉できない」といった誤った認識が、万引き犯罪を助長し、万引き犯の捕捉をより困難にしている。

NPO法人全国万引犯罪防止機構（万防機構）の「店内確保小委員会」の議論の中では、クレマー等のトラブルに対する対応についての議論が主体となったが、万引窃盗犯の「店内確保」の正しい判断を社会全体に知らしめるこ

とが重要であるとの認識に至った。

NPO 法人全国万引犯罪防止機構（万防機構）は、万引き犯が「店外に出た時点で既遂に達する」との誤った認識を、本来の「店内でも、万引きの目的で商品を服やバック内に隠したらその時点で窃盗罪が成立する」という正しい判断が、社会全体に根付くよう早急の対策を講じていただくことを、ここに提言する。

1. 小売業各社、団体への提言

万引きは、「店外に出たときに既遂となる」という誤った認識を正すため、店内捕捉実施の如何に関わらず、防犯ポスター等には必ず「店内でも、万引きの目的で商品を服やバック内に隠したり、防犯タグなどはずしたら、その時点で窃盗罪が成立する」等と記載するとともに、店員等の声がけ等を行い、「万引きは、店外に出なくても既遂になる」という正しい認識が社会全体に根付くよう徹底をしていただくことを、ここに提言する。

2. 報道機関への提言

残念なことに、テレビの万引特集等で「万引は、店外に出た時点で成立する」といった報道が未だに見られる。こういった報道が、世間の認知に大きな影響を与え「まだ、店外に出ていないから問題ない」といった万引犯の開き直りを生んでいる。

「店内でも、万引の目的で商品を服やカバンに隠したり、防犯タグをはずした時点で万引（窃盗）既遂となる」ことを積極的に広報し、世間の認知を正していただくことを提言する。

3. 警察庁、警視庁、道府県警察への提言

小売業界の一部店舗では、万引き犯の既遂時期について「店外に出た時点」であり、「万引き犯を確保するのは店を出てから」との誤った認識が植え付けられている。この要因の一つとして、警察署等から「万引き犯は、店外に出てから捕捉するように」との指導が、店舗、警備員にされている状況が伺える。

したがって、万引きについては、「万引きの目的で、商品を服やカバンに隠した時点で窃盗罪が成立する」ということを店舗、警備員に指導していただくとともに、「店内でも万引の犯人を捕捉することができる」という正しい認識を植え付け、小売業が積極的に「店内捕捉」ができるよう支援していただくことを、ここに提言する。

4. 検察庁への提言

店内で現行犯逮捕した万引き犯は「店外に出ていないから未遂」といった世間の誤解を根拠に、犯行の否認に転ずることがある。検察当局におかれては、店内捕捉の万引き犯罪を積極的に立件し、「万引きは店内でも窃盗としての既遂となる」という国民的規範を醸成するなど、正義の実現を図っていただくことを提言する。

万防機構は、小売業各社・団体、報道機関、警察、検察の4者が、「万引は盗んだ時点で既遂」という原理原則を堅持し、国民全体に広く遍く理解を促し、ひいては社会の常識・規範として浸透・徹底されることで、万引犯罪そのものの根絶への大きな一歩となることを希求する。

3つの提言に対する参考資料

万引犯罪増加への対応に関する提言（案）に係る意見募集について

平成24年1月14日

NPO 法人 全国万引犯罪防止機構
（略称：万防機構）総務委員会・事務局

万防機構では増加する万引犯罪の防止のために、喫緊の課題に関する社会的な建議・提言を行うことを目指して、その準備のための小委員会の設置を、昨年1月開催の臨時総会（1月24日）にて議決しました。

3つの小委員会はそれぞれ4回の審議を経て、その結果は別添のような提言（案）としてとりまとめられました。

つきましては、この提言（案）に関して、万防機構役員・会員の方々から、下記の通り

ご意見を募集いたしますので、ご意見がある場合は別記により事務局までお寄せ下さい。

記

1. ご意見募集期間

平成24年1月14日（土）から平成24年1月28日（土）まで（必着）

2. ご意見の提出方法

ご意見をまとめて頂き、件名を「万引犯罪増加への対応に関する提言（案）に係る意見」として電子メール、郵送またはFAXにて事務局宛てご提出下さい。

○電子メールの場合（テキスト形式をお願いします）

アドレス・・・info 8 @manboukikou.jp

○郵送の場合

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2-8 中村ビル4階
特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構 事務局

○FAXの場合

FAX 番号 03-3355-2344

3. ご意見提出上のご注意

ご意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名、住所、連絡先及びご所属を、法人の場合は法人名、所在地及び連絡先を、それぞれ記載して下さい。（ご意見の内容に不明な点があった場合等のご連絡・確認のために使用する場合があります。）

お寄せ頂いたご意見については、氏名、住所及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめご了承下さい。

また、ご意見に対して個別のご回答は致しかねますので、ご了承下さい。

(ご参考)

1. 提言に係る3小委員会

- ① マイバッグ普及による万引犯罪増加への対応(略称:マイバッグ小委)
- ② 万引品処分市場の拡大と多様化への対応(略称:処分品市場小委)
- ③ 万引犯の店内確保に関わる諸問題(店内確保小委)

2. 小委員会の構成

万防機構・総務委員会では臨時総会での議決を受けて昨年2月上旬〜下旬の間、役員・会員を対象に委員の公募を行い、下記委員を決定しました。

(50音順:敬称略)

① マイバッグ小委

- ・乾昌美 (社)日本ボランティアチェーン協会
- ・尾池稔 (社)新日本スーパーマーケット協会
- ・大津直也 (社)日本DIY協会
- ・茂野隆一 日本スーパーマーケット協会
- ・中津伸一 (社)日本ボランティアチェーン協会
- ・野勢哲志 日本チェーンストア協会

② 処分品市場小委

- ・石水真美 (株)東京ダイヤモンドセキュリティ
- ・岩間光夫 個人会員
- ・小泉忠男 日本書店商業組合
- ・中小路俊康 自動車用品小売業協会
- ・若松修 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合

③ 店内確保小委

- ・加藤和裕 愛知県書店商業組合
- ・近藤泰彦 日本チェーンドラッグストア協会
- ・野村昌三 (社)全国警備業協会
- ・成田庄二 日本チェーンストア協会
- ・矢島靖夫 日本レコード商業組合
- ・吉田宏光 ㈱全国警備保障

事務局等(3委員会共通)

- ・山村秀彦 万防機構(総務委員長)
- ・福井昂 万防機構
- ・稲本義範 万防機構
- ・佐藤聖 (財)流通システム開発センター

3. 小委員会開催記録

当初3委員会とも3月から開始の予定のところ、東日本大震災の影響により2か月延期して開催されました。

- ①マイバッグ小委 第1回5月24日、第2回7月26日、第3回9月20日
第4回11月10日
- ②処分品市場小委 第1回5月9日、第2回7月12日、第3回9月13日
第4回11月4日
- ③店内確保小委 第1回5月25日、第2回7月27日、第3回9月22日、
第4回11月1日

万引犯罪増加への対応に関する提言(案)に関して寄せられたご意見について

平成24年1月31日
NPO法人 全国万引犯罪防止機構
(略称:万防機構)総務委員会・事務局

標記について、メール等を通じて万防機構役員・会員の方々からご意見を募集したところ、3件のご意見を頂きました。お寄せ頂いたご意見と、それらに対する総務委員会・事務局の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。
ご意見をお寄せ頂きました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

番号	ご意見等の概要	ご意見に関する考え方
1	【マイバッグ小委】 「マイバッグ」の対象のさらなる明確化を望む。関係者の一体となったマナー向上の啓発が重要と思う。 【店内確保小委】 現状においてチェーンストア業界で実施することは混乱が予想され困難。できるところから取り組み、社会的な認識を醸成していくことが必要。さらに研究に努めるべき。	【マイバッグ小委】 小委員会では「マイバッグ」を「消費者自らが買物に持参するバッグで、いわゆるエコバッグを含む」との包括的な定義で検討を進めましたが、対象物の具体的なイメージに誤解のないよう、提言の普及に際しては十分な留意が必要と考えます。 【店内確保小委】 提言(案)は、「万引き犯は、店外に出てからでないと捕捉できない」といった誤った認識が、万引犯罪を助長し、万引犯の捕捉をより困難にしているとの認識から、「店内確保」の正しい認識を社会全体に知らしめることを目的としており、諸条件を無視して直ちに「店内確保」を推進しようとしているわけではありません。

2	【処分市場小委】 万引品の処分市場に対して、現状、厳格な管理が行われているとは思えない。特にコミック本については、盗品と知りながら買取を継続している業者もある。法規制や罰則の強化はもとより、未成年者に対しても関係者の強い対応が望まれる。 【店内確保小委】 窃盗罪（万引き事犯）の具体的な成立要件に関する一般的な認識が進み判例も積み重なってきていることから、提言（案）は何ら紛議を醸し出すものではないと考える。警察側は、ややもすれば行為者が捕捉されていない場合、他の犯罪と比較して取り扱いが形式的なもので終わったり、消極的であったり、現場警察官の取り組み意識の低さが顕著であることが多い。店舗側の各種負担を考えれば警察当局がさらに積極的な対応を取られることを望む。	【処分市場小委】 提言（案）は、盗品の処分市場の存在が万引犯罪の発生を助長しているとの判断から、処分市場について古物商、古物競りあっせん業者を問わず、対応策を要望し、また社会的なインフラ構築をも呼び掛けるものです。 【店内確保小委】 万引きを犯罪として立件するための構成要件に関する法曹界の論議あるいは判例等を十分に見守りつつ、万防機構では「店内確保」に関する正しい理解を社会的に普及していくことが役割であると考えます。
3	【処分市場小委】 盗品の流通防止のためには、古物競りあっせん業者のみならず古物商についてもさらに取り組みを進める必要があると思う。ネットオークション事業者は「売り手」には該当しない点に留意すべき。また、ネットオークションで処分される盗品の割合は古物商におけるそれと比較して統計上低い点にも留意すべき。 【店内確保小委】 窃盗罪は不法領得の意思を持って他人の財物を自己の占有下に置くことを構成要件としており、この不法領得の意思を刑事訴訟法等の知識の無い小売業者や店員が判断することは困難であることから、誤認確保を防止するため、精算せずに商品を店外に持ち出す行為を以って「既遂」と判断するよう依頼してきている。ただし、店内であっても既遂になる場合があることに異論は無い。また、店内における顧客への声掛け、特に不審な動きをしているような者に対する積極的な声掛けが万引きの未然防止に重要であることにも異論は無い。	【処分市場小委】 盗品の処分市場の存在による万引犯罪発生の助長を阻止するため、古物商によって運営されるリアル市場、古物競りあっせん業者によって提供されるバーチャル市場の別を問わず、事業者並びに取締り当局の積極的な取り組みを見守り、また社会的なインフラ構築をサポートしてまいりたいと考えます。なお、ネットオークション事業者は「売り手」でないのは確かですが、「買い手」側から見て関係の深い「売り手側」のプレイヤーであることも事実であると考えています。 【店内確保小委】 提言（案）は、「店内確保」の正しい認識を社会全体に知らしめることを目的としており、寄せられたご意見と矛盾するとは考えておりません。万防機構としましては、万引きを犯罪として立件するための構成要件に関しては法曹界の論議あるいは判例の積み重ねを見守り、また犯罪の取締りないし立件に関しては当然のことながら警察当局の積極的な取り組みを見守ってまいります。

昨年発生した東日本大震災の被災者の皆さま および 関係者の皆さまには心からお見舞申し上げます。

万防機構関係者一同、一日も早い復興をお祈り致します。

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構（万防機構） 平成23年度臨時総会・報告会 開催概要

1. 開催要領

①日 時：平成24年 1月31日（火）14：00～16:00

②会 場：アルカディア市ヶ谷 5階 穂高の間

2. 第1部 平成23年度臨時総会：14:00～14:45

（1）開 会

（2）理事長挨拶

（3）経過報告

（警察庁、警視庁「官民合同会議」への協力、県別協議会運営・新規設立への協力・支援、報道機関への対応、実態調査の実施、ホームページ及びデジタル万防の改訂、各種問合せ対応等）

（4）臨時総会議長選出

（5）議事

第1号議案 理事の交代

第2号議案 総務委員会 3小委員会の提言

マイバッグ使用のルール化、万引き品の処分市場対策

万引犯の店内確保

第3号議案 認定NPO法人化について

（6）新役員挨拶

（7）閉会

（配布資料）・議案書 ・寄せ得られたご意見について ・3地区報告の資料

3. 第2部 報告・各地の取組み・・・14:50～16:00

（1）東京万引き防止官民合同会議：警視庁生活安全部管理官

生活安全総務課

警視 中島 昭則様

（2）福岡県の全県挙げての取組み：福岡県警察本部生活安全部

安全安心まちづくり推進室長 警視 大庭 英次様

（3）お店も良くなる「万引防止の手引き」：岩手県万引防止対策協議会

東北地区スーパーマーケット協会連合会

事務局長

今 修 様

岩手県警察本部生活安全部

生活安全企画課 課長補佐 警部 大越 剛 様



万防機構活動報告

平成23年 1月31日（月）「大阪万引き防止対策会議」が開催されました。業界団体・府庁・教育委員会・警察関係等約60名が参加されました。講師は普及推進委員の稲本氏が講師を担当しました。万防機構としては大阪在住の会員で大阪である日本万引防止システム協会の副会長であるアイデックコントロールズ(株)土岐社長にお願いしました。

平成23年 2月13日（日）大府市青少年健全育成講演会が大府市役所多目的ホールにて開催されました。当万防機構の広報委員長である、TBS政策局アナウンサー部スペシャリスト局長の古川美代子氏の講演があり、約130名の出席がありました。

平成23年 2月17日（木）「埼玉県万引防止官民合同会議」が開催されました。業界団体・関係団体・県庁・教育委員会・警察関係等約80名が参加されました。基調講演として、加藤調査研究委員長が講演しました。

平成23年 2月17日に引き続き 2月18日（金）に羽生市、2月21日（月）に行田市で埼玉県警主催の万引防止セミナーが開催されました。普及推進委員の稲本氏が講師を担当しました。

・イオンモール羽生の式次第（約200名参加）

・行田グリーンアリーナの式次第（約60名参加）

平成23年 2月24日（木）立川拘置所講堂にて、受刑者約80名に対する被害者感情理解指導を稲本普及推進員が担当しました。講演タイトルは「感謝の心に万引き無し」。講堂だけでなく立川拘置所内全館で館内放送されました。

平成23年 3月2日（水）東京万引き防止官民合同会議主催の第1回「万引き防止のための防犯責任者養成講座」が東商ホールにて開催が致され、約300名の参加がありました。ソフト編とハード編の講義は稲本普及推進が担当しました。この講座の中で東京万引き防止官民合同会議が作成し

た「万引き防止対応ガイドライン」を普及させるためのDVDが流されました。警視庁のホームページにある動画ライブラリーに掲載されていますので見ていただければと思います。

平成23年5月7日（土）江戸川区立清新第二中学校で万防機構の普及推進委員の稲本氏が講演を行いました。平成22年4月30日以来5校目です。万引防止についての講演を聴いた200名の生徒たちは「万引きしない、させない、見のがさない」ことの大切さを心に刻みました。

平成23年6月1日（水）深谷市販売防犯連絡協議会にて、会員小売業25名ご参加の万引き防止セミナーが開催されました。講師は稲本普及推進員が担当しました。

平成23年7月6日（水）近畿防犯協会連絡協議会と近畿管区警察局の共同開催で、万引防止セミナー「万引きをさせない・見逃さない環境づくり」が開催されました。大阪府警・京都府警・滋賀県警・兵庫県警・和歌山県警・奈良県警の万引対策の担当者、小売業の万引き対策の責任者など115名が参加され、犯罪予防のための防犯理論の学習と不審者発見時の対応訓練等が行われました。会場はプリムローズ大阪。講師は稲本普及推進員が担当しました。

平成23年9月12日（月）東京万引き防止官民合同会議主催の第2回「万引防止のための防犯責任者養成講座」が東京商工会議所国際会議場で開催され、参加者168名の方に受講終了証が発行されました。

＜当日の式次第＞

○ 主催者側挨拶

総務委員長（警視庁生活安全総務課長）
教育研修委員長（日本コンパクトディスク・ビジュアル商業組合専務理事）

○ 講義【ソフト対策編】【ハード対策編】【捕捉時対応マニュアル】理解度テスト

○ 受講終了証交付

教育研修副委員長（社団法人日本ドット・イット・マーケティング協会 事務局長



写真左は主催者側挨拶「各業界における万引き防止対策について」、写真右は受講終了証授与の様子です。

平成23年9月15日（木）埼玉県販売防犯連絡協議会と埼玉県警察本部共催の埼玉県万引き防止セミナー「県民総ぐるみで万引防止対策を実践しよう」が戸田市役所で開催されました。当初予定は40名でしたが当日は70名の参加者があり、お声かけ等の訓練が行われました。講師は稲本普及推進員が担当しました。



平成23年10月7日（金）和歌山県、和歌山県警察、（財）和歌山県防犯協議会連合会の主催で「平成23年度万引き防止実践セミナー」が開催され、約30名の小売業関係者が参加されました。当機構の普及推進委員が講師を務めさせていただきました。研修参加者の感想は読売新聞和歌山版10月9日にて紹介されました。本文より一部を抜粋します。「参加者の和歌山市内のコンビニエンス経営者（62）は『日頃からのお客さんとのコミュニケーションの大切さに改めて気付かされた』と話した。」

平成23年10月11日（火）小平万引き防止連絡会が小平警察署で開催されました。参加された小売業者・学校関係者・ボランティア関係者等50名のみなさまに福井事務局長が万引犯罪の状況と防止に向けた取り組み事例を説明しました。

平成23年10月13日（木）（社）京都府防犯協会連絡会・京都府・京都府警察本部の主催の平成23年 安心・安全まちづくり京都大会～犯罪の起きにくい「明日の京都」創生 築こう人の絆と思いやりの輪～ が京都市北文化会館で開催され、約360名の参加がありました。ボランティア団体の万引防止の紙芝居や防犯対策の演劇、京都府警察音楽隊による演奏のあと、当機構の普及推進委員が講演「感謝の心に万引きなし」を行い、教育委員会や防犯ボランティアの皆様に非常にためになったと喜んでいただきました。写真は感動のフィナーレの様子です。



平成23年11月12日（土）宮前市民館市民自主企画事業の一環として、「あなたの子どもが万引きに関係してしまったら・・・」をテーマした万引防止セミナーが宮前市民館で開催され、稲本普及推進委員が「子どもに、絶対、万引きをさせない！保護者ミッション」の講演を行いました。

参加された14名の皆様との意見交換を通して、万引対策に対する互いの理解を深めていただきました。このような保護者との対話型セミナーは万防機構では初の試みです。

平成23年11月15日（火）東京都北区青少年地区委員会委員研修会で「青少年による万引きの現状から、あなたは どうしますか？」をテーマした万引防止セミナーが北とぴあで開催され、約90名の北区青少年地区委員会委員の方々が参加されました。講義は福井事務局長と稲本普及推進委員が務めました。

平成24年1月21日（土）さいたま市大宮西中学校で「埼玉万引き防止フォーラム」が開催され約350名が参加されました。中学生と小売業関係者や保護者の代表が万引犯罪について意見交換を行いました。なかでも店長の「万引犯を現行犯逮捕した後に心が三日ほど痛む」という話に生徒たちは心を動かされた様子でした。司会は稲本普及推進委員が担当しました。第2部は県警音楽隊の楽しい演奏会でした。関係者が対話形式で学ぶ、このようなやり方が各地域で行われることを願っております。



平成24年2月6日（月）調査研究委員会の加藤委員長（本機構理事）が「万引きさせないお店にする法」を出版されました。万防機構の調査データや実例に基づいた対策事例が紹介されております。

平成24年2月10日（金）公益社団法人福井県防犯協会主催で「万引犯罪防止セミナー」が開催され約100名が参加されました。当機構の福井事務局長が講師を務めました。会場は福井県立図書館多目的ホール。地元でスポーツ用品を営まれている少年警察ボランティアの方から、「スポーツ大会を主催するすべて団体は、日本高野連にならない、万引きなどの違反を犯した生徒がいるチームの出場停止処分を行い、報道発表するべきだ。」との強い要望がありました。



平成24年2月10日（金）神奈川県万引防止対策協議会主催で「万引防止対策研修会」が開催され約110名が参加されました。講師は当機構の稲本普及推進委員が担当しました。会場は神奈川県警本部庁舎。

東京万引き防止官民合同会議の報告

平成23年7月4日（月）警視庁にて、第4回目となる東京万引き防止官民合同会議が開催されました。各委員会報告、自治体の取組み、各万引き防止連絡会の発表がありました。各施策の成果確認と今後の実施項目を確認しました。万引防止ポスターの改善や警察官の書類作成時間について、中身の濃い話し合いがなされました。

平成23年7月29日（金）第2回「万引き追放 SUMMER キャンペーン」が日比谷公会堂にて開催され、約1,500名の参加がありました。

<当日の式次第>

- 警視総監挨拶
 - 万引き防止対策の公開講座（少年の規範意識醸成のための講座）
 - 音楽劇「絆～幸せはどこに～」二期会マミーシンガーズ
 - アトラクション
- 警視庁音楽隊&同カラーガード(MEC)による演奏・演技

平成23年12月12日（月）第5回東京万引き防止官民合同会議がグランドアーク半蔵門「富士」で開催され、スーパーやDVDレンタル店など17の業界団体のほか、警視庁や東京都などから約230人が集まり、はじめに警視庁の高橋清孝副総監が、「初犯だからとか、被害額が少ないからといった、誤った温情意識で見過ごすことなく、被害はすべて届け出てほしい」と挨拶しました。万引きの被害品を買い取らないよう、中古品ショップなどへの指導を徹底していくことが確認されました。万引きされにくい店作りを進める模範的な店舗を「モデル店」として認定する制度を、来年にも始めることになりました。会議では、最近の万引き犯罪概況説明、5つの委員会の取組報告、日本万引防止システム協会の活動報告、草野仁氏による高齢者対策への提言がありました。

発行：特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2-8 Tel. 03-3355-2322 Fax. 03-3355-2344
e-mail info8@manboukikou.jp URL <http://www.manboukikou.jp>